

愛知県立岩津高等学校いじめ防止基本方針にかかわる年間計画

	方 針	取 組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 現職研修を充実させ、すべての教職員がいじめに対する共通理解を持ち、適切に対応できるようにする</p> <p>イ 教育活動全般を通し、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。</p> <p>ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。</p> <p>エ 体罰はもとより、教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>○体験活動、インターシップの充実【進路指導部・生徒指導部】</p> <p>○L T時に道徳に関する教育を実施。(年3回程度)【教務部・学年会】</p> <p>○わかる授業を目指した授業改善。(公開授業週間を年2回実施)【教務部・教科会】</p> <p>○「いじめアンケート」の実施(5月・9月・1月)【生徒指導部・学年会】</p> <p>○個人面談の実施(4月・9月)【保健部・学年会】</p> <p>○生活実態調査の実施【保健部】</p> <p>○人権週間における取組(講話等)【生徒指導部】</p> <p>○情報モラル教育【生徒指導部・教科会】</p>	<p>○公開授業の実施</p> <p>○中学生体験入学の実施(部活動を公開)</p> <p>○保護者会の実施(7月・12月)</p> <p>○PTAによる交通指導(ゼロの日を中心に)</p> <p>○PTAと教員による街頭指導(年6回)</p> <p>○生徒と教員によるボランティア活動(地域清掃活動、独居老人宅訪問、花いっぱい運動、エコキャップ回収活動、あいさつ運動、老人ホーム訪問)</p> <p>○学校評議員との意見交換</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、生徒の些細な兆候から、いじめを積極的に認知するよう努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告し、組織的に対応する。</p> <p>ウ 定期的な「いじめアンケート調査」の実施や教育相談の充実を図る。</p>	<p>○スクールカウンセラーの来校日を周知する。【保健部】</p> <p>○「いじめアンケート」の実施(5月・9月・1月)【生徒指導部・学年会】</p> <p>○個人面談の実施(4月・9月)【保健部・学年会】</p>	
いじめに対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 『被害生徒を守る』姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害生徒に対し、教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導・支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門機関や関係機関の連携の下で取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p>	<p>○いじめ事案に対しては組織的に取り組む。(「いじめ防止基本方針」の2の(2)エを参照)【「いじめ・不登校対策委員会」・生徒指導部・保健部】</p>	

	<p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携する。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。(ネットパトロールの情報も積極的に活用する。)</p>		
<p>点検・検証・見直し</p>	<p>ア 「取組評価アンケート」を実施する。(年2回)</p> <p>イ 「いじめ防止基本方針」は定期的に見直し、常に改善する姿勢で臨む。</p>	<p>○全職員を対象に「取組評価アンケート」を実施する。(9月・2月)</p> <p>○アンケート実施後、「いじめ・不登校対策委員会」において、取組の実施状況・進捗状況等を検証し、その結果を職員会議で報告する。</p> <p>○学校評価の評価項目とし、「中間評価」(9月)及び「自己評価」(2月)を行い、「いじめ・不登校対策委員会」においてその結果を検証する。</p>	<p>「自己評価」の評価を行う。(3月)</p>